

京都府告示第178号

青少年の健全な育成に関する条例(昭和56年京都府条例第2号。以下「条例」という。)第13条の2第1項第3号の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成27年3月31日

京都府知事 山田 啓 二

指定番号	種類	名 称	発 行 所 等	指 定 理 由
5	雑誌	裏マニアックス 極太裏事典	株式会社三オブックス	条例第13条の2第1項第3号該当